

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>3 運用型信託会社</p> <p>3-4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-4-6 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する留意事項</p> <p>我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成21年6月22日付経済産業省告示第214号）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成21年6月22日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> | <p>3 運用型信託会社</p> <p>3-4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-4-6 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する留意事項</p> <p>我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成23年6月29日付財務省、経済産業省告示第3号）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成23年6月29日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> |